

夕張都市計画区域（夕張市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、夕張都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

夕張都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	夕 張 市	行政区域の一部	約 9,109ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の南東部にあり、森林及び清流豊かな丘陵地に位置している。市街地は、夕張岳を源に市内のほぼ中央を貫流する夕張川及びその支流沿いの狭隘な土地に、かつての炭鉱の集落ごとに帯状に点在している。

良質で豊富な石炭の供給基地として石炭産業を基幹に飛躍的に発展したが、昭和 30 年代（1955 年代）後半以降の国のエネルギー政策転換により炭鉱の閉山が相次ぎ、平成 2 年（1990 年）には炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。このことは、人口の急激な減少とともに、地域の経済や市民生活、さらには夕張市の行財政運営まで重大な影響を与えた。

このような中、雇用や過疎対策として石炭産業に代わる観光関連事業等に過大な財政支出を行ったことにより、財政収支は膨大な赤字になった。

このため、平成 19 年（2007 年）3 月に財政再建団体、平成 22 年（2010 年）に財政再生団体に指定され、現在、市民の理解と協力を得ながら財政再建と地域再生の調和に向けて取り組んでいる。

少子高齢化や人口減少が進む中、財政の健全化に取り組みながら、市中心部への公共公益施設の集約や公的住宅の再編を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指している。

農業では、「夕張メロン」生産者の高齢化にともない耕作放棄地が増加する傾向があり、生薬栽培等の新規作物導入による農業経営の多角化と担い手の確保による農地の有効活用を図る必要がある。

また、北海道横断自動車道の夕張～占冠インターチェンジ間の開通により、道央圏と道東圏を結ぶ高速交通ネットワークが形成され、流通事業等を中心とした関連企業の進出が期待される。

本区域の都市づくりでは、急速に人口減少・少子高齢化が進展しているが、かつて夕張の発展を支えてきた石炭産業の遺産や各地域の強いコミュニティ・きずなといった「歴史文化」と、貴重で豊かな「自然環境」は、夕張の起源であり、夕張のアイデンティティとして大切に守り、次世代に引き継いでいかなければならないものであり、「歴史文化」と「自然環境」とともに夕張で住み続け、そして、これらを次世代へと引き継いでいくことを目指し、「夕張の歴史文化・自然環境の保全と継承」をまちづくりの基本理念とする。

このような基本理念の下、「歴史文化」や「自然環境」といった夕張の良さを実感できるとともに、これらを大切に持続可能な地域社会の構築に向けて、都市の防災性の

向上が図られ、安心して夕張に住み続けることができるコンパクトシティの形成をまちの将来像として、今後のまちづくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないと判断されることから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示している。また、産業についても停滞している状況であり、今後これらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、夕張川を基軸とし、かつての炭鉱の集落ごとに点在した市街地を基本とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、現在は、財政再生団体の指定、急激な人口減少・少子高齢化の進行などにより、財政再建と地域再生の調和が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地については、小中学校や医療・福祉施設、生活便利施設の配置、公営住宅団地の再編の方針等を踏まえ、歩いて暮らせる日常生活圏の維持を図るため、適切に配置する。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地については、生活便利施設や商業業務施設の立地により、住宅地と一体的に日常生活圏の維持に資するよう、適切に配置する。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地については、既存の工業系土地利用の維持、増進を図るとともに、周辺の住環境の保全等に配慮しながら市街地内の未利用地等を活用した工業地の配置や北海道横断自動車道による高速交通ネットワークの結節点としての利便性を生かした工業・流通業務地の配置などについて検討する。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の配置の方針を踏まえ、適切な土地利用の転換や用途の純化について検討する。
- ・小中学校の統廃合に伴う廃校跡地（未利用地）の用途転換については、空き校舎の

再利用や周辺住環境等の保全、交通施設の配置等に配慮し、適切な土地利用となるよう検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・交通の利便性を確保し、医療や福祉、文教施設等と連携した子どもから高齢者まで安全で安心した生活がおくれる良好な住環境の形成を図る。
- ・特に、老朽化した公的住宅が点在する地区については、計画的な建替更新による集約化を図り、良好な住環境の整備を推進する。
- ・炭鉱住宅跡地などの空地については、ゆとりと潤いのある環境の整備を行う。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資がされている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている夕張旭町地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地周辺の豊富な森林は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画と調整を図りつつその維持・保全を図っていく。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の指定のない区域は、市有林や国有地で形成されているため無秩序な土地利用や市街地拡大の状況は無いが、農林業との十分な調整を図った上で必要に応じて特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の南東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮しつつ、都市内の交通体系の形成を進める。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の

交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交通・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、清水沢地区をはじめ路線バス等の交通結節点の整備を進める。
- ・本区域の市街地は、市内各地に点在していることから、各地区の連携が強固となるような道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	0.72 km/km ²	0.72 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・4・1号千代田平和線（主要道道夕張岩見沢線）、3・4・3号千代田丁末線（主要道道夕張岩見沢線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・北海道横断自動車道が市街地の南側を通過するため、必要なアクセス道路については適切な配置を図る。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 28.0%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、夕張公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b 河川

- ・夕張川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地の下水道未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。
- ・夕張川については、周辺の土地利用との整合を図りながら、河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている夕張市汚泥再生処理センターについては、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地をとりまく自然豊かな山地及び丘陵地の森林と市街地のほぼ中央を貫流する夕張川やその支流の志幌加別川の河川空間が緑の骨格を成し、良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成及び各分野における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、自然的環境の整備、保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として、平和運動公園を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に近隣公園を各住区に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、石炭の歴史村公園及び平和運動公園を配置する。

c 防災系統

- ・災害時における一時避難地として、街区公園、近隣公園及び緑地等を適正に配置する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である本町公園の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

- ・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、北海道の定める緑の基本方針や長期未着手公園等の基本的な考え方等を参考に都市施設の配置、見直しを検討する。